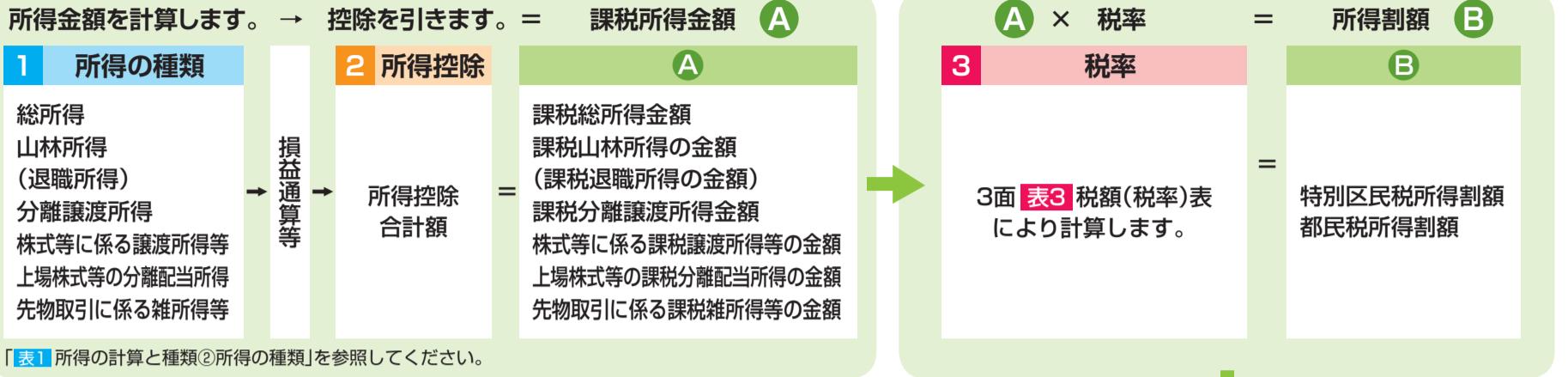


個人の住民税(特別区民税・都民税)の計算方法



「表1 所得の計算と種類②所得の種類」を参照してください。



表1 所得の計算と種類

① 収入金額・必要経費と所得金額の計算方法
 収入金額 平成21年中(1月から12月まで)に収入することが確定した金額
 必要経費 平成21年中(1月から12月まで)に収入を得るために要した費用 ※給与および公的年金等は速算表により算出した金額
 所得金額 収入金額 - 必要経費

② 所得の種類

所得の種類	所得金額の計算方法
事業所得 ○販売、飲食、製造、修理、サービス業などいわゆる営業から生じる収入、および医師、弁護士、作家、俳優、職業野球選手、ホステス、外交員などの自由職業や漁業などによる所得です。 ○「必要経費」は、販売した商品の原価、営業用固定資産の修繕費、租税公課、地代、家賃、減価償却費、雇人費、借入金の利子、そのほか収入を得るために必要な経費です。	収入金額 - 必要経費
不動産所得 ○地代、家賃、賃料代、土地や家屋の権利金、船舶などの貸付料などによる所得です。 ○「必要経費」は不動産所得を得る物件に対する固定資産税、火災保険料、修繕費、減価償却費、管理費、借入金の利子、固定資産の損失額などです。	収入金額 - 必要経費
利子所得 ○海外の預金などの利子です。	収入金額と同じ
配当所得 ○株式、出資金などの配当、協同組合、信用金庫などの剰余金の分配などの所得です。 ○「必要経費」は株式などの元本を取得するための借入金に対する利子額です。	収入金額 - 株式等の取得に要した負債の利子
給与所得 ○俸給、給料、賃金、歳費、賞与、大工、左官などの手間賃による所得です。 ※「特定支出の控除の特例」は、税務署にお問い合わせください。 ○給与所得の金額の速算表	収入金額と同じ
給与収入金額(円)	給与所得の金額(円)
～ 650,999	0
651,000 ～ 1,618,999	収入金額 - 650,000
1,619,000 ～ 1,619,999	969,000
1,620,000 ～ 1,621,999	970,000
1,622,000 ～ 1,623,999	972,000
1,624,000 ～ 1,627,999	974,000
1,628,000 ～ 1,799,999	☆ × 0.6
1,800,000 ～ 3,599,999	☆ × 0.7 - 180,000
3,600,000 ～ 6,599,999	☆ × 0.8 - 540,000
6,600,000 ～ 9,999,999	× 0.9 - 1,200,000
10,000,000 以上	× 0.95 - 1,700,000

☆ 給与収入の万の位、千の位の2桁を内輪で最大の4の倍数まで切り下げ1,000円未満切捨て

所得の種類	所得金額の計算方法
雑所得(公的年金等) ○恩給、年金など公的年金の所得です(遺族年金や障害年金、傷病者の恩給、遺族恩給などは含みません)。 ○公的年金等にかかる雑所得の金額の速算表	受給者の年齢 公的年金等の収入金額の合計額(円) 雜所得の金額(円)
65歳以上の人 (昭和20年1月1日以前の生まれの人)	～ 3,300,000 - 1,200,000 3,300,001 ～ 4,100,000 × 0.75 - 375,000 4,100,001 ～ 7,700,000 × 0.85 - 785,000 7,700,001 以上 × 0.95 - 1,555,000
65歳未満の人 (昭和20年1月2日以後の生まれの人)	～ 1,300,000 - 700,000 1,300,001 ～ 4,100,000 × 0.75 - 375,000 4,100,001 ～ 7,700,000 × 0.85 - 785,000 7,700,001 以上 × 0.95 - 1,555,000
※65歳未満の判定は平成21年12月31日の年齢によります。	

総所得	雑所得(その他) ○作家以外の人の原稿料、印税、講演料、放送謝金、非営業の貸資金利など、ほかの所得のいずれにも該当しない所得です。 ○「必要経費」は原稿を書くため、講演や放送をするため特に支払った図書購入費、調査研究費、交通費など、収入を得るために必要な経費です。	収入金額 - 必要経費
	総合課税の譲渡所得 ○土地、建物など分離課税を適用した資産以外の譲渡による所得です。 ○「必要経費」は譲渡した資産の取得価格、設備費、改良費および譲渡に要した費用などです。	収入金額 - 資産の取得に要した経費 - 特別控除額(課税する長期譲渡所得金額は2分の1)
	一時所得 ○懸賞の賞品、福引の当選品、競馬や競輪の払戻金などの一時的な所得です。 ○「必要経費」はその収入を得るために支出した金額です。	収入金額 - 必要経費 - 特別控除(課税する一時所得金額は2分の1)
	山林所得 ○山林を売った場合に生じる所得です。 ○「必要経費」は原価計算による方法か概算経费率による方法のいずれかで計算します。	収入金額 - 必要経費 - 特別控除
	退職所得 ○退職金、一時恩給などです(住民税は、支払時の現年分離課税で特別徴収します)。	(収入金額 - 退職所得控除額) × 2分の1

※ 上記以外に、下記の所得は申告分離課税となります。

分離譲渡所得 ○土地、建物など分離課税を適用した資産の短期・長期譲渡による所得です。

株式等に係る譲渡所得等 ○未公開株式等、上場株式等の譲渡による所得です。

上場株式等の分離配当所得 ○確定申告により総合課税か申告分離課税が選択できます。

先物取引に係る雑所得等 ○商品先物取引および金融商品先物取引等による事業所得および雑所得です。

所得の算定については税務署にお問い合わせください。

麻布税務署 ☎3403-0591

芝税務署 ☎3455-0551

表2 所得控除

控除項目		概要(21年中に支払いあるいは発生したもの)	所得税控除額	住民税控除額	人的控除差額
雑損控除		本人および生計を一にする親族が所有している資産が、災害盗難などによって損害を受けた場合、親族の範囲は合計所得(注1)38万円以下に限る	総所得金額等の10%の損失額、または災害関連支出の金額-50,000円の多いほう、最優先で控除し、残余は3年繰越		
医療費控除		本人および生計を一にする親族のために支払った治療費用、療養に必要な医薬品購入費など	総所得金額等の5%、または100,000円の少ないほうの金額を超えた医療費(限度額200万円)		
社会保険料控除		本人および生計を一にする親族のために支払った健康保険料、年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、雇用保険料など(注2)	支払った金額		
小規模企業共済等掛金控除		小規模企業共済法の共済契約掛金・確定拠出年金法の個人型年金掛金心身障害者扶養共済掛金	支払った金額		
生命保険料控除		保険金や郵便年金などの受取人のすべてを本人および親族とする、生命保険(生命共済)契約の保険料	※1	※2	
地震保険料控除		本人および本人と生計を一にする親族の常時居住している家屋などを保険の目的とした地震保険契約などの保険料、および平成18年末までに締結した長期損害保険契約などの保険料	※3	※4	
障害者控除(普通障害者)		本人および扶養親族が身体障害者手帳、療育手帳、愛の手帳、精神保健福祉手帳などの交付を受けている人、または障害者として港区長の認定を受けている人	270,000	260,000	10,000
障害者控除(特別障害者)		上記のうち身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1・2度、精神保健福祉手帳1級などの人 重度障害者の人、または特別障害者として港区長の認定を受けている人	400,000	300,000	100,000
寡婦(夫) 控除	寡婦	夫と死別または離別し、扶養親族である子あり、または夫と死別し、合計所得500万円以下	270,000	260,000	10,000
	特定の寡婦	夫と死別または離別し、扶養親族である子あり、合計所得500万円以下	350,000	300,000	50,000
	寡夫	妻と死別または離別し、扶養親族である子あり、合計所得500万円以下	270,000	260,000	10,000
勤労学生控除		勤労に基づく所得がありその合計所得金額が65万円以下で、そのうち勤労に基づかない所得が10万円以下	270,000	260,000	10,000
配偶者 控除	一般控除対象配偶者		380,000	330,000	50,000
	老人控除対象配偶者 昭和15年1月1日以前出生		480,000	380,000	100,000
扶養 控除	一般扶養親族	控除対象配偶者・扶養親族の適用条件は次のとおりです ・平成21年末(平成21年中死亡の場合は死亡の日)で生計を一にする親族 ・平成21年中の合計所得が38万円以下	380,000	330,000	50,000
	特定扶養親族 昭和62年1月2日以後 平成6年1月1日以前出生		630,000	450,000	180,000
	老人扶養親族 昭和15年1月1日以前出生		480,000	380,000	100,000
	同居老親等		580,000	450,000	130,000
	同居特別障害扶養者加算	控除対象配偶者・扶養親族が同居で特別障害者の場合加算	350,000	230,000	120,000
配偶者特別控除		本人合計所得1000万以下で、生計を一にする配偶者が合計所得38万円を超え76万円未満の場合に、その配偶者の合計所得に応じた金額を控除	※5	※6	※6
基礎控除			380,000	330,000	50,000

注1 合計所得とは、純損失および雑損失の繰越控除をしないで計算した総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、分離短期譲渡所得の金額(特別控除前)、分離長期譲渡所得の金額(特別控除前)、株式等に係る譲渡所得等の金額、分離課税を選択した上場株式等の配当所得、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額(特別控除後)および退職所得金額(2分の1後)の合計金額をいいます。

注2 介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料が、生計を一にする親族の年金から天引きで支払われている場合は、その保険料は親族が支払った社会保険料とみなされ、本人の社会保険料控除の対象になりません。

※1 所得税の生命保険料控除額の計算(単位:円)

	支払保険料額	控除額
一般的 生命保険料 のみの場合	25,000以下	支払額全額
	25,001~50,000	支払額×2分の1+12,500
	50,001~100,000	支払額×4分の1+25,000
	100,001以上	一律50,000
個人年金 保険料 のみの場合	25,000以下	支払額全額
	25,001~50,000	支払額×2分の1+12,500
	50,001~100,000	支払額×4分の1+25,000
	100,001以上	一律50,000
両方	それぞれの控除額の合計額	

※2 住民税の生命保険料控除額の計算(単位:円)

	支払保険料額	控除額
一般的 生命保険料 のみの場合	15,000以下	支払額全額
	15,001~40,000	支払額×2分の1+7,500
	40,001~70,000	支払額×4分の1+17,500
	70,001以上	一律35,000
個人年金 保険料 のみの場合	15,000以下	支払額全額
	15,001~40,000	支払額×2分の1+7,500
	40,001~70,000	支払額×4分の1+17,500
	70,001以上	一律35,000
両方	それぞれの控除額の合計額	

※3 所得税の地震保険料控除額の計算(単位:円)

	支払保険料額	控除額
地震保険 のみの場合	支払額全額(上限50,000)	
長期 のみの場合	10,000以下	支払額全額
	10,001~20,000	支払額×2分の1+5,000
	20,001以上	一律15,000
両方	それぞれの控除額の合計(上限50,000)	



※4 住民税の地震保険料控除額の計算(単位:円)

	支払保険料額	控除額
地震保険 のみの場合	支払額×2分の1(上限25,000)	
長期のみの 場合	5,000以下	支払額全額
	5,001~15,000	支払額×2分の1+2,500
	15,001以上	一律10,000
両方	それぞれの控除額の合計(上限25,000)	



※5 所得税の配偶者特別控除額(単位:円)

配偶者の合計所得	控除額
380,001~399,999	380,000
400,000~449,999	360,000
450,000~499,999	310,000
500,000~549,999	260,000
550,000~599,999	210,000
600,000~649,999	160,000
650,000~699,999	110,000
700,000~749,999	60,000
750,000~799,999	30,000
760,000以上	0

※6 住民税の配偶者特別控除額(単位:円)

配偶者の合計所得	控除額	人的控除差額
380,001~399,999	330,000	50,000
400,000~449,999		30,000
450,000~499,999	310,000	0
500,000~549,999	260,000	0
550,000~599,999	210,000	0
600,000~649,999	160,000	0
650,000~699,999	110,000	0
700,000~749,999	60,000	0
750,000~799,999	30,000	0
760,000以上	0	0

表3 税額(税率)表

課税総所得、課税山林所得および課税退職所得に対する税額(税率)表(単位:円)

区分	課税所得金額	所得税	住民税
課税総所得 および 課税退職所得	1,000~1,949,000	5%	
	1,950,000~3,299,000	10%~97,500	
	3,300,000~6,949,000	20%~427,500	
	6,950,000~8,999,000	23%~636,000	

確定申告の お知らせ



申告はe-Taxでお早めに！

税目	平成21年分の申告書提出の期限と税金納付の期限	振替納税を選択した場合の振替日
所得税	3月15日(月)まで	4月22日(木)
贈与税	3月15日(月)まで	
個人の消費税・地方消費税	3月31日(水)まで	4月27日(火)

- 申告書の提出は、郵送で提出できます。郵送で提出する場合には、申告書の各欄に所定の事項を正確に記載し、必要書類を添付の上、お送りください。
- 振替納税を利用する場合には、「納付書送付依頼書・預貯金口座振替依頼書」を各税金の納付期限まで(例:所得税の場合は、3月15日(月)まで)に税務署へご提出ください。
なお、還付申告に伴う還付金の受け取りは、口座振込をご利用ください。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書などが作成できます

国税庁HP 確定申告書等作成コーナー
www.nta.go.jp

所得税・消費税などの確定申告書のほか贈与税の申告書も作成できます。プリントアウトした申告書をそのまま提出、またはe-Taxで送信できます。

申告書作成相談のご案内！

- 申告書作成相談会場では、パソコンまたは確定申告の手引きなどを使いいただき、ご自身で申告書を作成していただきます。
- 税務署に来署して確定申告書を作成する人には、画面の案内に従って入力するだけで自動計算される、便利なパソコンでの申告書の作成と電子送信をお願いしています。
- 不明な点などは、巡回している職員がアドバイスをします。

- 来場の際は、次のものをお持ちください。

- ①「前年分の所得税(消費税)確定申告書等(及び決算書・収支内訳書の控)」、②「消費税課税事業者届出書(控)」、「消費税簡易課税制度選択届出書(控)」③源泉徴収票、国民年金保険料の支払いを証する書類、国民健康保険料・介護保険料の支払金額の分かる書類、生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書(その他の所得控除がある場合は、その所得控除の金額を計算できる書類)、④印鑑・計算器具・筆記用具・そのほか申告に必要な資料など

(1)税務署での申告書作成相談

税務署名	会場	所在地	時間
芝税務署	5階会議室	芝5-8-1	午前9時15分～午後5時
麻布税務署	別棟会議室	西麻布3-3-5	

- 芝・麻布税務署では、土・日曜、祝日の業務は行っていません。

(2)年金受給者のための申告書作成相談

期間	会場	所在地	時間
2月1・2日(月・火)	白金台福祉会館2階集会室E	白金台4-8-5	午前10時～正午 午後1時～4時
2月3・4日(水・木)	生涯学習センター101号室	新橋3-16-3	
2月5日(金)・10日(水)・12日(金)	高輪区民センター1階集会室	高輪1-16-25	

- 相談対象は、年金受給者の所得税のみに限らせていただきます。

(3)税理士による小規模納税者などのための申告書作成相談

期間	会場	所在地	時間
2月15・16日(月・火)	白金台福祉会館2階集会室E	白金台4-8-5	午前10時～正午 午後1時～4時
2月17日(水)・19日(金)・23・24日(火・水)	高輪区民センター1階集会室	高輪1-16-25	
2月18日(木)	港勤労福祉会館第1洋室	芝5-18-2	
2月22日(月)	港区役所1階ロビー	芝公園1-5-25	
2月16～19日(火～金) 2月22・23日(月・火)	赤坂区民センター第一会議室	赤坂4-18-13	

- 小規模納税者の所得税および消費税、年金受給者および給与所得者の所得税の申告が対象です。

(4)「パソコン申告センター」の開設

期間	会場	所在地	時間
2月1日(月)～3月15日(月) (土・日曜、祝日除く)	新宿アイランドタワー地下1階 「アクアプラザ」	新宿区西新宿6-5-1	午前9時15分～午後5時

- 提出された還付申告書等は、それぞれの住所地(納税地)を所轄する税務署へ送付します。

(5)東京国税局で申告作成・提出会場を開設

期間	会場	所在地	時間
2月21・28日(日)	東京国税局1階共用講堂	千代田区大手町1-3-3	午前9時15分～午後5時

- 当日は国税の領収・納税証明書の発行はできません。なお、芝税務署・麻布税務署では当日の業務は行っておりません。

【確定申告に関する問い合わせ】…自動音声で案内します

麻布税務署(〒106-8630 西麻布3-3-5 ☎3403-0591)、芝税務署(〒108-8401 芝5-8-1 ☎3455-0551)

